

令和8年度 医療労務管理実務者セミナー

令和8年7月29日

- ・千葉県健康福祉部医療整備課
- ・千葉県勤務環境改善支援センター
医療労務管理相談窓口

医師の働き方改革に係る 健康確保措置と立入検査 における注意事項

令和8年7月29日

千葉県健康福祉部医療整備課

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の概要

(1) 目的

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査により、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的とする。

(2) 検査対象施設及び実施頻度

- ① 病院：年1回
- ② 診療所（療養病床を有するもの）：2年に1回
- ③ 診療所（一般病床を有するもの）：5年に1回
- ④ 助産所（入所施設を有するもの）：5年に1回

※ 無床診療所等（①～④以外）についても、必要に応じて立入検査を実施

(3) 実施時期

- ・ 令和8年度についても、8月以降、順次実施します。
- ・ 具体的な日程や検査内容については、例年どおり、保健所から連絡します。
- ・ 検査表の作成など事前準備も含め、円滑な検査の実施に御協力をお願いします。

立入検査における主な検査項目

(1) 病院管理状況

- ・カルテ、処方箋等の管理、保存
- ・届出、許可事項等法令の遵守
- ・患者入院状況、新生児管理等
- ・医薬品等の管理、職員の健康管理
- ・安全管理の体制確保
- ・長時間労働となる医師に対する面接指導の実施及び休息時間の確保等の状況 等

(2) 人員配置の状況

- ・医師、看護婦等について標準数と現員との不足をチェック

(3) 構造設備、清潔の状況

- ・診察室、手術室、検査施設等
- ・給水施設、給食施設等
- ・院内感染対策、防災対策
- ・廃棄物処理、放射線管理 等

令和7年度の病院に対する立入検査において不適合事項として改善指導を行った事項のうち、約4分の1が「長時間労働となる医師に対する面接指導の実施及び休息時間の確保等の状況」に関するものとなっていることから、本日のセミナーの内容も参考とし、各医療機関で対応状況の振り返り等をお願いします。

医師の時間外・休日労働時間の上限規制

背景

医師の働き方改革は令和 6 年度から施行され、時間外・休日労働時間は原則年間 9 6 0 時間を上限とされた。しかし、他業種に比べ長時間であることから、医療機関の管理者には追加的に健康確保措置を実施することが義務付けられ、その実施状況を保健所による立入検査において確認することとされた。

特定労務管理対象機関

県の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師のみ、9 6 0 時間超の上限が適用される。段階的に縮減を目指しており、2 0 3 5 年度末を目標に B 水準、連携 B 水準が解消される。

追加的健康確保措置の概要

項目	概要	対象
1 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となる ことが見込まれる医師（面接指導対象 医師）に対して、医療法上の面接指導が 実施されていることを確認。	全医療機関
2 就業上の措置 〔 時間外・休日労働 月100時間以上見込 (法第108条第5項) 〕	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、 必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の 回数の減少その他の適切な措置（就業上の 措置）を講じていることを確認。	
3 就業上の措置 〔 時間外・休日労働 月155時間超 (法第108条第6項) 〕	時間外・休日労働が月155時間超となった 医師について、労働時間の短縮のために 必要な措置を講じていることを確認。	
4 勤務間インターバル ・ 代償休息 (法第123条第1,2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準 の業務に従事する医師（特定対象医師）に 対し、勤務間インターバルや代償休息が 確保されていることを確認	特 定 労務管理 対象機関

※ **A水準の医療機関**で兼務先等通算して**月100時間以上の時間外・休日労働を行う
医師がいない場合**は**該当しない**（立入検査での書類確認もなし）。

立入検査での確認事項

面接指導の実施状況

- 必要事項が記載された面接指導の実施記録があるか
- 面接指導の実施時期は適切か
 - 原則として、時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されているか
 - 月100時間以上となった後に実施する場合は、対象医師がA水準医師で、かつ疲労度の確認結果が記録されているか
- 面接指導実施医師の要件を満たしているか
 - 面接指導の実施記録に記載された面接指導実施医師の修了証書の写しがあるか
 - 管理者以外の者が面接指導を実施しているか

必要な記録等がない場合、必要事項の記載が漏れている場合は改善指導の対象となります。

面接指導の実施記録に記載が必要な事項

以下の事項の記録と、5年間の保存が義務付け

(兼務先等で面接指導を受けた医師は、結果の写しを保存)

- ア 面接指導の実施年月日
- イ 面接指導対象医師の氏名
- ウ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名
- エ 面接指導対象医師の勤務の状況
- オ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- カ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- キ その他面接指導対象医師の心身の状況

必要事項の記載があれば、様式は異なっても可

(表面)

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]			
面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	イ 面接指導対象医師の氏名	所属	循環器内科
	C医師	生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)	先月(4月)は受け持ち患者が増え、時間外・休日労働は108時間。 今月も長時間手術、術後の患者対応に時間を要している。 同僚が体調を崩し、当直を代わりに担当し、忙しかった。エ 勤務の状況の記載がある		
睡眠負債の状況	(低) 0 (1) 2 3 (高) (本人報告・睡眠評価表) (特記事項) 一時的なものと思われるが要経過観察オ 睡眠の状況の記載がある		
疲労の蓄積の状況	(低) 0 1 (2) 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)カ 疲労の蓄積の状況の記載がある		
その他の心身の状況	特になしキ 心身の状況の記載がある		
面接実施年月日			
2024年5月21日		ア 面接指導の実施年月日	
面接指導実施医師	(所属) 消化器内科	(氏名) ※署名等 〇〇 〇〇 ウ 面接指導実施医師の氏名	

面接指導実施医師（面接指導を行う医師）

面接指導実施医師の要件

- 厚生労働省が実施する「**面接指導実施医師養成講習会**」の受講を修了していること（修了証書の写しを保管してください）
 - 当該医療機関の**管理者ではない**こと
- ※更に、直接の上司とならないような体制を整備することが望ましいとされています

（表面）

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	C医師	所属	循環器内科
		生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
面接実施年月日 2024年5月21日			
面接指導実施医師	(所属) 消化器内科	(氏名) ※署名等 〇〇 〇〇	

面接指導実施医師は、表面を記載した段階（管理者が裏面の「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」等を記載する前）で、本書面を被面接医に渡してください。

面接指導実施医師の氏名が一致することを確認

（別添）

第 号

修了証書

氏 名 〇〇 〇〇
医籍登録番号 123456
生年月日 昭和〇年〇月〇日

あなたは長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修を修了したことを証します

面接指導の実施状況等に係る記録様式

長時間労働医師面接指導結果及び意見書（参考様式1）

(表面)

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	所属		年 月 日
	生年月日		
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)			
睡眠負債の状況	(低) 0 1 2 3 (高)	(本人報告・睡眠評価表) (特記事項)	
疲労の蓄積の状況	(低) 0 1 2 3 (高)	(労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)	
その他の心身の状況			
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)			
就業上の措置は不要です			
以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)			
以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)			
(特記事項)			
面接実施年月日	年 月 日		
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等	

----- 面接指導実施医師は、この点線以上まで記載した段階 (管理者が「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」を記載する前) で、本書面を被面接医に渡してください。 -----

面接指導実施医師意見に基づく措置内容 (管理者及び事業者が記載)	
措置の必要性 (有 ・ 無)	
決定日： 年 月 日	

確認欄 (署名等) ※提出を受けた医療機関で記載してください。	
医療機関名	
(管理者)	(事業者)

(裏面)

時間外・休日時間外労働時間が100時間以上となった後に面接指導を実施する場合の記録欄

○特定対象医師以外の医師 (いわゆるA水準の医師) について、時間外・休日労働時間100時間以上となった後、遅滞なく面接指導を行った場合は、以下の点を医療機関で記載してください。

面接指導対象医師の状況			
面接指導の対象となる勤務月	年 月 分	面接指導の希望	有 ・ 無
前月の時間外・休日労働時間	時間		
直近2週間の1日平均睡眠時間 (睡眠負債の状況の評価する質問紙の結果) ※該当するものに○をつける			
7時間以上 ・ 6時間以上7時間未満 ・ 5時間以上6時間未満 ・ 5時間未満			
労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの結果 ※該当するものに○をつける			
自覚症状	I ・ II ・ III ・ IV	疲労蓄積度	0 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7

※上記に記録をしない場合は、当該内容が分かる資料を本書と併せて保管してください。

留意点

- ① 面接指導実施医師は、本書表面の点線以上まで記載した段階 (管理者が「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」を記載する前) で、本書面を被面接医に渡してください。
- ② 被面接医は、自身が勤務する全ての医療機関の管理者に本書面を提出してください。
※ 被面接医から依頼があれば、被面接医に代わって、面接指導実施医師が、被面接医の勤務する医療機関の管理者に直接本書面を提出することも可能です。
※ 被面接医からの依頼があれば、被面接医に代わって、主たる勤務先の管理者 (事務部門) が副業・兼業先に本書面を提出することも可能です。
- ③ 管理者は、本書面受領後、内容を確認した上で、「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」及び「確認欄」 (署名等は管理者部分のみ) を記載し、署名等をしたものを被面接医に渡してください。被面接医は、当該書面を事業者に渡してください。
※ 被面接医から依頼があれば、被面接医に代わって、管理者が、事業者に直接本書面を提出することも可能です。
- ④ 事業者は、本書面受領後、内容を確認し、「確認欄」の事業者部分に署名等を行った上で、管理者による措置に加えて更に被面接医に労働時間の短縮等の措置を講ずる必要があるか検討してください。事業者は、管理者による措置に加え、別途措置を講ずる必要があると判断した時は、その措置の内容を「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」に記載してください。
- ⑤ 本書面を、管理者と事業者は5年間保存してください。
※ 「管理者」とは、医療法に規定する病院・診療所の管理者を、「事業者」とは、労働安全衛生法に規定する「事業を行う者で、労働者を使用するもの」を指します。

医療機関の事務手続き上、被面接医または面接指導実施医師から、管理者ではなく、医療機関の事務部門が本書面を受け取る場合、管理者・事業者への確認等 (③～⑤) は、その事務部門を介して行うことができます。具体的には、院内であらかじめ取り決めた上で、院内関係者に周知をするなど、各医療機関において適切に運用してください。

追加的健康確保措置の概要

項目	概要	対象
1 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	
2 就業上の措置 〔時間外・休日労働 月100時間以上見込 (法第108条第5項)〕	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	全医療機関
3 就業上の措置 〔時間外・休日労働 月155時間超 (法第108条第6項)〕	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4 勤務間インターバル ・ 代償休息 (法第123条第1,2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定 労務管理 対象機関

※ **A水準の医療機関**で兼務先等通算して**月100時間以上の時間外・休日労働を行う医師がいない場合**は**該当しない**（立入検査での書類確認もなし）。

立入検査での確認事項

就業上の措置①

- 就業上の措置に関する記録があるか
- 当該記録には、面接指導実施医師から聴取した意見及び措置内容（措置不要と判断した場合は、その判断結果）について記載があるか

就業上の措置②

- 就業上の措置に関する記録があるか
- 労働時間短縮のための必要な措置の具体的な内容が記載されているか

必要な記録等がない場合、必要事項の記載が漏れている場合は改善指導の対象となります。

就業上の措置①の記録に記載が必要な事項

以下の事項の記録と、5年間の保存が義務付け

(兼務先等で措置を講じた場合は、措置内容の写しを保存)

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

① 面接指導実施
医師から聴取
した意見

② 就業上の措置
の内容

※ 措置不要と判断した
場合、その旨を必ず
記録してください。

[管理番号]			
面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	C医師	所属	循環器内科
本人への指導内容 及び 管理者への意見（複数選択可・該当項目の左に○をつける）			
	就業上の措置は不要です		
○	以下の心身の状況への対処が必要です（○で囲む） 専門医受診勧奨 ・ 面談を含む産業医連携 ・ <u>その他（特記事項へ記載）</u>		
○	以下の勤務の状況への対処が必要です（○で囲む） 上司相談 ・ 面談を含む産業医連携 ・ <u>その他（特記事項へ記載）</u>		
(特記事項) ・忙しくても、睡眠の確保を優先するよう伝えた。 ・できる限り20時には病院を出て、当直に任せて帰るよう努力してどうかと助言した。			
①面接指導実施医師の 意見が記載されている			
面接指導実施医師意見に基づく措置内容（管理者及び事業者が記載）			
措置の必要性（ <u>有</u> ） ・ 無 ） 産業医面談を実施した上で最終判断することし、産業医面談までは就業上の措置は特に指示なし 決定日： 2024 年 5 月 23 日			
②措置内容が記載されている（措置不要の場合も、その旨を必ず記載） ※措置の必要性はないと判断した場合、「措置の必要性」欄の「無」に○をつけて、判断した日の日付を「決定日」欄に記入してください。			
確認欄（署名等）※提出を受けた医療機関で記載してください。			
医療機関名	△△病院		
(管理者) □□ □□	(事業者) 医療法人○○		

就業上の措置②の記録に記載が必要な事項

以下の事項の記録と、5年間の保存が義務付け

(兼務先等で措置を講じた場合は、措置内容の写しを保存)

①就業上の措置の内容

※措置対象となる医師が分かるように記録してください。

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について

[管理番号]

対象者			
対象者氏名	C医師	所属	循環器内科
		生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日

労働時間短縮のための措置内容

慢性睡眠不足の解消のため、当面の間、当直を月1回に制限する。

措置内容が記載されている

(管理者)

□□ □□

2024年6月5日

※月の時間外・休日労働時間が155時間を超えた場合は、労働時間の短縮に必要な措置を講じる義務があります。

就業上の措置に係る記録様式（155時間超）

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について（参考様式2）

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について			
[管理番号]			
対象者			
対象者氏名		所属	
		生年月日	年 月 日
労働時間短縮のための措置内容			
(管理者)		年 月 日	
※月の時間外・休日労働時間が155時間を超えた場合は、労働時間の短縮に必要な措置を講じる義務があります。			

立入検査の流れ（面接指導・就業上の措置）

- 立入検査では、原則として、医師全員ではなく、**複数名を抽出して確認**を行います。
- 抽出作業に必要なため、保健所からの事前連絡に従い、以下のとおり事前調書の作成、提出をお願いします。
- 検査対象者については、**検査当日に指名**するため、事前調書に記載した**全員の記録を速やかに提示できるように準備**をお願いします。

事前調書の提出

検査対象期間（検査予定月の前々月から起算して1年間）に、**月の時間外・休日労働時間が100時間を超えた医師の一覧**（様式1）を作成し、各保健所に提出してください。

事前調書の提出（面接指導・就業上の措置）

面接指導対象医師の一覧（様式1）

- ・ 診療科→氏名→年月の順に並ぶよう、作成してください。
- ・ 他医療機関での時間数と通算してください。
- ・ 事前提出の結果、面接指導対象医師がない場合は、立入検査当日の検査はありません。

面接指導対象医師の一覧								様式1
医療機関名								
No.	年月	所属（診療科名）	役職	氏名	適用水準	該当月の時間外・休日労働時間数（時間）	兼務先等で面接指導実施	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

面接指導の実施状況等に係る記録様式

- 国が公表している様式をもとに、必要事項を網羅した**参考様式を県で公表**していますので、可能な範囲で、**当該様式を用いた記録の作成**をお願いします。
- 独自の様式による記録の作成も可能ですが、必要事項の漏れがないように注意いただくとともに、検査を受けるに当たっては、確認箇所が分かるように整理をお願いします。
- また、システム等で記録を管理することも可能ですが、必要な情報を直ちに明瞭かつ整然とした形式でパソコン画面等に表示し、書面にも出力できることが求められます。

立入検査で指摘を受けた場合の対応

- 医療法に定められた対応を行っていない場合、保健所から改善指導を行います。
- 改善指導に当たっては、**必要に応じて、医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるように指導**することがあります。なお、その場合、**検査結果を医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理相談コーナー**（千葉労働局の委託先）の**担当者に共有**することがあります。
- また、繰り返し改善指導を行っても、改善に向けて必要な措置が講じられない場合、知事名で改善命令を出すことがあります。

※改善命令に違反した場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります

追加的健康確保措置の概要

項目	概要	対象
1 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となる ことが見込まれる医師（面接指導対象 医師）に対して、医療法上の面接指導が 実施されていることを確認。	全医療機関
2 就業上の措置 〔 時間外・休日労働 月100時間以上見込 (法第108条第5項) 〕	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、 必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の 回数の減少その他の適切な措置（就業上の 措置）を講じていることを確認。	
3 就業上の措置 〔 時間外・休日労働 月155時間超 (法第108条第6項) 〕	時間外・休日労働が月155時間超となった 医師について、労働時間の短縮のために 必要な措置を講じていることを確認。	
4 勤務間インターバル ・ 代償休息 (法第123条第1,2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準 の業務に従事する医師（特定対象医師）に 対し、勤務間インターバルや代償休息が 確保されていることを確認	特 定 労務管理 対象機関

※ **A水準の医療機関**で兼務先等通算して**月100時間以上の時間外・休日労働を行う
医師がいない場合**は**該当しない**（立入検査での書類確認もなし）。

勤務間インターバルのパターン

原則は、連続勤務時間は15時間で制限するが、長時間の予定手術や許可なし宿日直などやむを得ない場合は例外を認めている。
また、臨床研修医とそれ以外の医師で例外のパターンが異なる。

①宿日直がない勤務日【共通】 夜勤も原則①に該当（例外あり）

業務開始から24時間以内に連続9時間の休息時間が確保できているか

②許可あり宿日直がある勤務日【共通】 宿日直はインターバル扱い

業務開始から24時間以内に連続9時間の許可あり宿日直があるか

③15時間を超えて連続勤務させる場合【臨床研修医以外】

予定手術への対応等のため15時間を超える業務に従事させる場合、
次の業務開始までに連続9時間の休息時間が確保できているか

④許可なし宿日直がある勤務日【臨床研修医以外】 宿日直は勤務扱い

業務開始から46時間以内に連続18時間の休息時間が確保できているか

⑤15時間を超えて連続勤務させる場合【臨床研修医】

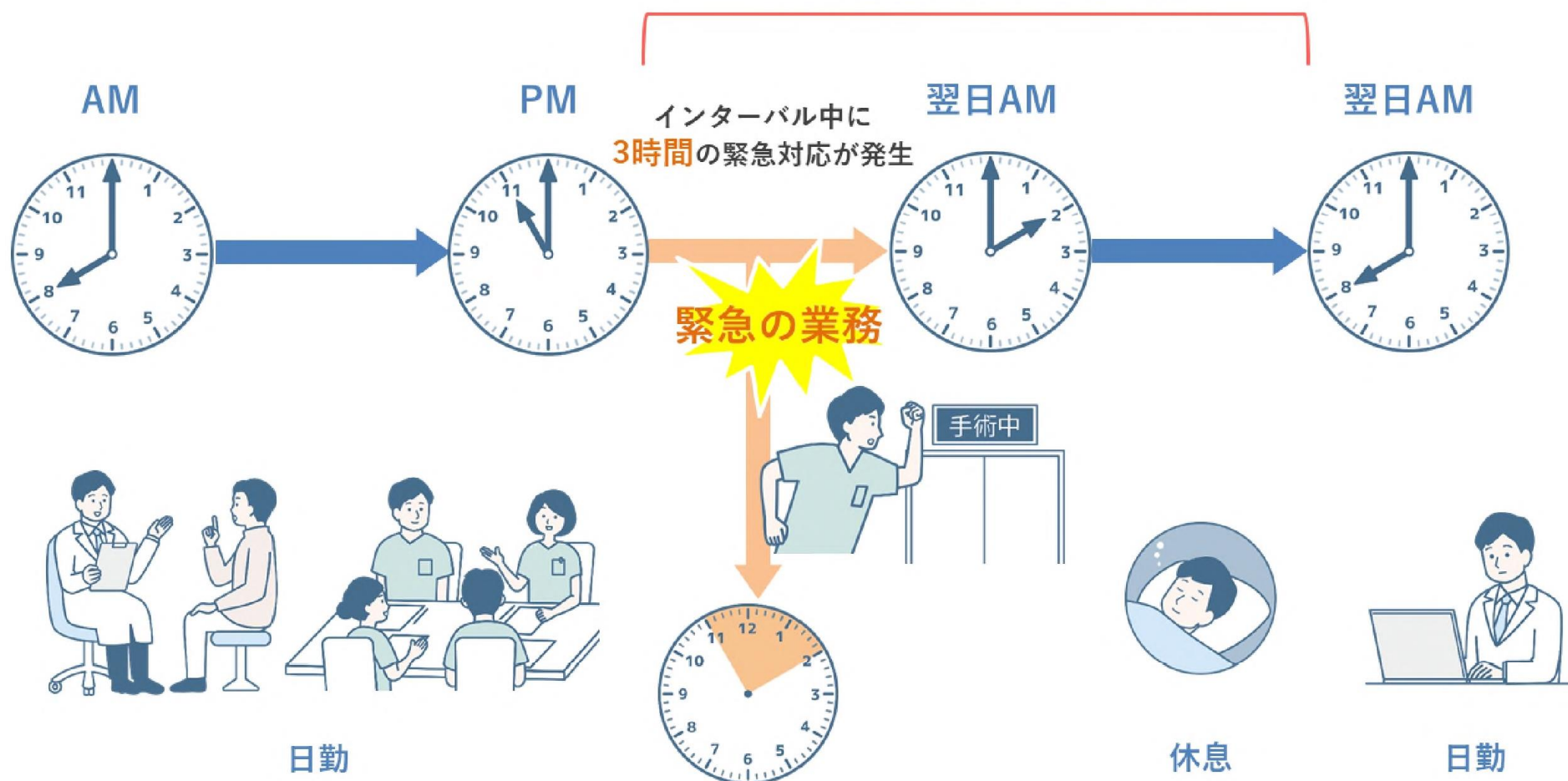
業務開始から48時間以内に連続24時間の休息時間が確保できているか

※⑤の適用は、臨床研修の必要性からやむを得ず15時間を超えるものに限る

代償休息の付与

休息中でも、緊急の業務が発生した場合は対応が可能です。
このような場合には、代償休息が与えられます。

9時間のインターバル予定



この3時間分の代償休息は翌月末までに与えられます。

立入検査の流れ（勤務間インターバル等の確保）

- 立入検査では、原則として、医師全員ではなく、**複数名を抽出して確認**を行います。
- 抽出作業に必要なため、保健所からの事前連絡に従い、以下のとおり事前調書の作成、提出をお願いします。
- 検査対象者・対象月については、**事前に指名**しますので、**指名を受けた医師の当該月の勤務状況の整理など検査準備**をお願いします。

事前調書の提出

検査対象期間（検査予定月の前々月から起算して1年間）に、特例水準を適用していた特定対象医師の一覧（様式2）を作成し、各保健所に提出してください。

事前調書の提出（勤務間インターバル等の確保）

特定対象医師一覧（様式2）

- ・ 時間外・休日労働時間の実績によらず、特例水準を適用する特定対象医師について漏れなく記入してください。
- ・ 臨床研修医については、所属（診療科名）を臨床研修医としてください。

特定対象医師一覧				様式2
医療機関名				
		対象期間： 年 月～ 年 月		
No.	適用水準	所属（診療科名）	氏名	「面接指導対象医師の一覧（様式1）」に記載した時間外・休日労働時間の合計時間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

勤務間インターバルの確保等に係る記録様式

- 国が公表している様式をもとに、必要事項を網羅した**参考様式を県で公表**していますので、**原則として当該様式を用いた検査資料の作成**に御協力をお願いします。
- 制度上は、日常管理している独自様式による受検も可能ですが、**検査の円滑化のため**、可能な限り、**対象者の情報を参考様式に転記**するなど**御協力をお願いします**。
- なお、システム等で記録を管理する場合、必要な情報を直ちに明瞭かつ整然とした形式でパソコン画面等に表示し、書面にも出力できることが求められていますので、独自様式で受検する際は、出力・整理をお願いします。

勤務間インターバルの確保等に係る記録様式

勤務間インターバル・代償休息の確保状況確認様式 (参考様式3)

- ・保健所から事前に指定のあった医師・対象月について、作成してください。
- ・事前提出を求める場合があります。

○勤務間インターバル・代償休息の確保状況確認様式

医療機関名									
医師名			臨床研修医						
年		月分							
日付	パターン	勤務予定	勤務開始～ 終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時	

立入検査で指摘を受けた場合の対応

面接指導等に対する指摘と同じ対応となります

- 医療法に定められた対応を行っていない場合、保健所から改善指導を行います。
- 改善指導に当たっては、必要に応じて、医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるように指導することがあります。なお、その場合、検査結果を医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理相談コーナー（千葉労働局の委託先）の担当者に共有することがあります。
- また、繰り返し改善指導を行っても、改善に向けて必要な措置が講じられない場合、知事名で改善命令を出すことがあります。

※改善命令に違反した場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となるほか、特例水準の指定を取り消すことがあります

立入検査結果（令和6年度・7年度）

指摘内容

- 時間外・休日労働時間が100時間を超過する前に面接指導が実施できていない
- ・ B水準医師のほか、A水準医師のうち、疲労の蓄積が予想される者や疲労の蓄積状況の確認記録がない者についても、適切に面接指導が実施されていなかった
 - ・ 100時間以内と想定し、面接指導を実施していなかったが、月末に急患対応等が複数発生し、超過する例が見られた

面接指導を実施した後、就業上の措置の要否や措置内容について記載した記録がない

時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、就業上の措置内容を記載した記録がない

勤務間インターバルや代償休息を確保できていない

その他（自己研鑽を含めた勤務時間で管理されおり、面接指導の実施及び休息時間の確保に対応する体制が整備されていない）